

商業捕鯨の再開

— 再開に至る経緯と今後の課題 —

原 直毅

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

日本における組織的捕鯨は江戸期より始まったと言われ、第二次世界大戦による中断を経て、GHQの下で再開し、1951年にはIWCに加盟した。IWCは鯨類の適当な保存及び捕鯨産業の秩序ある発展を目的としており、1960年代以降、IWCは国別捕獲枠や減少鯨種の捕獲禁止措置を実施してきた。しかし、1972年以降、反捕鯨の動きが強まり、1982年には商業捕鯨モラトリウムが可決された。

日本は1986年に異議申立てを撤回して商業捕鯨を中断し、南極海及び北西太平洋における調査捕鯨を行うこととなった。調査捕鯨は、反捕鯨団体による妨害や2014年のICJ判決を経ながらも、およそ30年にわたり行われてきた。

2018年12月、1990年が期限とされていた商業捕鯨モラトリウム見直しの見通しが立たないこと等から、政府はICRWからの脱退を表明し、2019年7月1日から商業捕鯨が再開されることとなった。再開された商業捕鯨に対しては、採算性や国際法との整合性などの課題が指摘されている。

1. 商業捕鯨モラトリウム以前

(1) IWC以前の捕鯨

日本で組織的な捕鯨が始まったのは1600年代とされ、江戸期には人口増加や貨幣経済が発達する中、料理本が出版されるなど庶民に鯨食文化が広まった。当時、鯨は害虫駆除剤、肥料、工芸品の材料などにも用いられた。

しかし、19世紀には米国を始めとする欧米諸国の大量捕鯨(アメリカ式捕鯨¹)により日本近海の資源が枯渇し不漁に悩まされるようになった。1853年の米国東インド艦隊のペ

¹ 米国で大規模に発展した、鯨を捕獲後、陸上ではなく船上で鯨油を作り樽に詰めて保存し遠洋での捕鯨を可能とする方法。当時、鯨油は灯火、潤滑油、石けん等に広く使用されていた。

リー提督率いる黒船来航の目的の一つには、米国捕鯨船のための寄港地確保があったと言われている²。こうした中、日本の沿岸捕鯨³は衰退するものの、1899年にノルウェー式捕鯨⁴が導入され、日本の近代捕鯨が始まった。

1934年に日本は南氷洋での母船式捕鯨に参入したが、1941年12月8日の第二次世界大戦参戦と同時に中断された。母船が軍用輸送船に転用された結果、最盛期には6隻あった母船は全て失われた。

戦後、日本は深刻な食糧難に見舞われ、一度に大量に確保できるタンパク源として鯨肉が注目された。GHQ（連合軍最高司令官総司令部）は食糧難対策として1945年に沿岸での捕鯨、1946年に小笠原近海や南氷洋での捕鯨を許可し、日本の捕鯨は再開され、広く歓迎された⁵。その後、1946年12月、国際捕鯨取締条約（ICRW）が15か国⁶により締結（1948年11月発効）され、1948年に国際捕鯨委員会（IWC）⁷が設立された。日本は1951年に加盟、翌1952年からIWC総会に参加し、捕鯨産業は再び成長することになる。

（2）IWCによる管理

ICRW発効後、鯨類資源管理はIWCを中心に展開されることになった⁸。IWCが対象とする鯨類は大型の13種である⁹。

² 日本捕鯨協会「鯨食文化」〈<https://www.whaling.jp/culture.html>〉（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも2019年9月6日）

³ 沿岸捕鯨の例には、太地や鮎川での網取り式捕鯨、千葉県での手鉈漁（ツチクジラ）が挙げられる。（日本捕鯨協会「捕鯨の歴史」〈<https://www.whaling.jp/history.html>〉）

⁴ 汽船に据えた大砲（捕鯨砲）からロープの付いた鉈を発射して鯨を仕留めることで、死後に沈むクジラの捕獲を可能とする方法。ノルウェーで1864年（1868年とも）に開発された。また、同国は鯨を甲板に引き上げる取込口（スリップウェー）や尾びれをつかむ尾羽はさみ（クロー）を開発し、捕獲・解剖・処理を全て洋上で行う「母船式捕鯨」を構築し、1925年に開始した。

（日本捕鯨協会「捕鯨の歴史」〈<https://www.whaling.jp/history.html>〉）

⁵ 帝国議会・国会においては、第90回帝国議会の衆議院本会議（1946年9月22日）において「遠洋漁業許可に関し連合軍最高司令官に対する感謝決議」が議決され、「南氷洋の捕鯨について第2回目の出漁を許可せられたこと」等は全国民の感謝にたえないとし、第1回国会においては、衆議院本会議（1947年7月5日）で「捕鯨許可に関し連合軍最高司令官に対する感謝決議」が議決された。また、参議院本会議（1947年8月15日）では「民間貿易開始並に貿易基金設定に対する感謝決議」において、「第2回南氷洋捕鯨の許可並に食糧の大量放出等国民生活にとつて極めて有効適切なる処置を講ぜられている」等として「衷心より感謝の微意を表明する」としている。

⁶ アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、デンマーク、フランス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、旧ソ連、英国、米国及び南アフリカ。

⁷ International Whaling Commission. 国際捕鯨取締条約（ICRW=International Convention on the Regulation of Whaling）第3条に基づき1948年に設立された組織。鯨類の適当な保存及び捕鯨産業の秩序ある発展を目的とし、①鯨資源の保存及び利用についての規則の採決、②鯨及び捕鯨に関する研究及び調査の勧告と組織、③鯨類の現状、傾向、これらに対する捕鯨活動の影響に関する統計的資料の分析を主要任務とする。（外務省「国際捕鯨委員会」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/whale/iwc.html>〉）

⁸ なお、当時は日本、ノルウェー、旧ソ連、イギリス、オランダ、パナマ及び南アフリカが主な南氷洋での捕鯨国であったが、鯨油需要の減少等から収支が合わなくなり撤退していった。最終的には、鯨の体を100%利用していた日本、軍事需要に加え日本に鯨肉を販売していた旧ソ連のみが南氷洋での捕鯨を行っていた。

⁹ 84種とされる鯨類（ヒゲクジラ類14種、ハクジラ類70種）の中の大型鯨類13種であり、シロナガスクジラ、ナガスクジラ、ホッキョククジラ、セミクジラ、イワシクジラ、マッコウクジラ、ザトウクジラ、コククジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、クロミンククジラ（※）、キタトックリクジラ、ミナミトックリクジラ及びゴセミンククジラである。なお、イルカも鯨類であり、体長4m以下のものをイルカという。（水産庁「捕鯨をめぐる情勢」、「捕鯨問題の真実」）

※現在IWCは、北半球に分布するミンククジラと南半球のクロミンククジラを別種として認めている。

しかし、当初は科学的データが少なく南極海以外での捕獲枠は決められず、捕獲枠の単位にBWU¹⁰を用いた上に、いわゆるオリンピック方式¹¹であったため、シロナガスクジラを始め大型の鯨が激減した¹²。

このため、1960年代から、IWCは国別捕獲枠や減少鯨種の捕獲禁止措置¹³を実施し、資源管理を強化した。オリンピック方式は1959年に廃止され、1962年に国別割当制となった。BWUも1971年を最後に廃止され鯨種別の捕獲枠となった。

(3) 商業捕鯨モラトリアムの採択

1972年の国連人間環境会議において「商業捕鯨の10年間のモラトリアム」の勧告が採択された¹⁴。同年のIWC総会において、米国は、大型鯨種すべての捕獲枠をゼロにする提案を行ったが、科学的正当性がないとして否決された。これ以後、反捕鯨国のIWC加盟が相次ぎ、1979年のIWC総会より、商業捕鯨の全面停止案が再び提案されるようになった(図表1)。

1982年のIWC総会において、あらゆる資源についての商業目的のための鯨の捕獲頭数は、1985-86年漁期並びにそれ以降においてゼロとする商業捕鯨モラトリアムが可決され、IWC管理対象種の商業捕鯨が禁止されることになった¹⁵(図表2)。

商業捕鯨モラトリアムに対し、日本は科学的根拠を欠いていることを理由に異議申立てを行った。また、ノルウェー、旧ソ連及びペルーも異議申立てを行った¹⁶。

¹⁰ Blue Whale Unit。シロナガスクジラ換算。捕獲頭数の計算のため、鯨油の生産を基準にナガスクジラ2頭、ザトウクジラ2.5頭、イワシクジラ6頭をシロナガスクジラ1頭(1BWU)に換算する。鯨種別の管理ではないため採算効率の高い大型の鯨から乱獲され、シロナガスクジラを始めとする大型の鯨の激減を招いた。

¹¹ 捕獲枠を全体の頭数制限のみ設定する方式。IWCでは、各国の船団は毎週捕獲した鯨の頭数を、ノルウェーのサンディフィヨルドにある国際捕鯨統計局に報告し、統計局はこれらの情報から捕獲枠に達する日を予測し、一週間の余裕を持って各船団に通知する。通知した日をもってすべての船団は操業を中止しなければならないとされていた。

¹² 当初のIWCは持続的利用が色濃く、16,000BWUと捕獲枠として定めていた。これは資源量に基づき設定されたものではなく、戦前の鯨油生産の80%水準として設定されたもので、管理の役割を果たさなかったとされる。(小松正之『日本人とくじら—歴史と文化—増補版』(雄山閣、2019年)49頁)

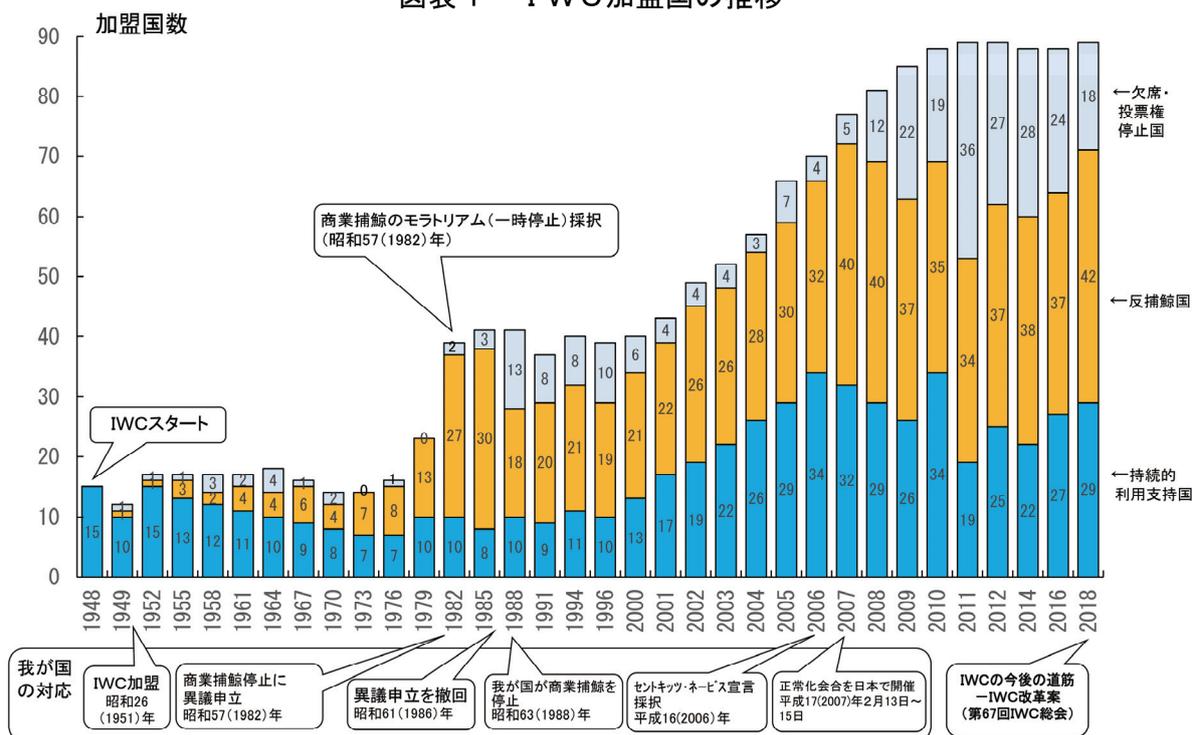
¹³ 南氷洋における捕獲について、ザトウクジラは1963年、シロナガスクジラは1964年、ナガスクジラは1976年、イワシクジラは1978年に禁止された。

¹⁴ この会議が捕鯨問題の紛争の開始点とみられており、通説では、米国がベトナム戦争による環境破壊から議論をそらすために、捕鯨モラトリアムを突如提案したとされている。(森下丈二「捕鯨をめぐる対立の構造」『鯨研通信』第477号(2018.3)11頁)

¹⁵ IWCの管理対象種以外の鯨類に対する漁業は現在に至るまで継続している。日本国内では、ツチクジラ(66頭)、マゴンドウ(135頭)、オキゴンドウ(100頭)、ハナゴンドウ(460頭)、シワハイルカ(33頭)、カズハゴンドウ(290頭)、ハンドウイルカ(500頭)、スジイルカ(550頭)、マダライルカ(470頭)、カマイルカ(360頭)及びイシイルカ(イシイルカ型5,900頭、リクゼンイルカ型5,900頭)に対し、小型捕鯨業(ツチクジラ、マゴンドウ及びオキゴンドウ)及びいるか漁業(ツチクジラ以外)が行われている(括弧内は捕獲枠)。(水産庁「捕鯨をめぐる情勢」、水産庁、水産研究・教育機構「平成30年度国際漁業資源の現況 小型鯨類の漁業と資源調査(総説)」、「平成30年度国際漁業資源の現況 ツチクジラ」)

¹⁶ ICRW第5条第3項は附表の修正に対し「異議を申し立てた政府については、異議の撤回の日まで効力を生じない」とする。このため、日本は1988年に中断するまで、IWCの管理対象種に対する商業捕鯨を継続していた。なお、捕鯨国のアイスランドは1991年に脱退した後、2002年に留保を付して再加盟した。

図表1 IWC加盟国の推移



(出所) 水産庁「捕鯨をめぐる情勢」(2019年9月)

図表2 商業捕鯨モラトリアムをめぐる経緯

1982年総会(於:ブライトン) 商業捕鯨モラトリアム:条約附表10(e) (投票で可決)

附表10の他の規定にかかわらず、全ての資源についての商業目的のための鯨の捕殺頭数は、1986年の沿岸捕鯨の解禁期及び1985/1986年までの遠洋捕鯨の解禁期について並びにそれ以降の解禁期についてゼロとする。この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて常に検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、この決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに、この(e)の規定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討する。

我が国の対応

昭和57(1982)年 異議申し立て(科学的根拠に欠けているとの理由) ⇒ 商業捕鯨を継続
 昭和61(1986)年 日米協議の結果、異議申し立てを取り下げ
 昭和63(1988)年~現在 我が国商業捕鯨を中断
 ⇒ 昭和62/63(1987年/88)年~ 鯨類捕獲調査を実施(ゼロ以外の捕獲枠の設定に必要なデータの収集が目的)
 平成2(1990)年以降、21回の捕獲枠提案(沿岸小型捕鯨) ⇒ いずれも否決又は取下げ(可決見込めず)

IWCの動き

平成4(1992)年 RMP(持続的な捕獲枠の算出方式)を科学委員会が開発
 ⇒ 反捕鯨国はRMPでは十分とせず、RMS(監視取締システムを追加)の必要性を提起
 1990年代後半 反捕鯨国が、RMSの完成には、捕獲調査の取り扱い、商業捕鯨再開の手順等についても同時に合意する必要があると主張(RMSパッケージ)
 ⇒ その後、反捕鯨国は、RMSパッケージの議論継続を拒否(平成18(2006)年)し、作業は事実上中断。現在に至る

(出所) 水産庁「捕鯨をめぐる情勢」(2019年9月)

その後日米間で、米国の200海里水域内での日本への漁獲割当てと商業捕鯨の継続をリンクさせた協議の結果¹⁷、1986年に申立てを撤回し1988年をもって商業捕鯨を中断した¹⁸。

2. 日本の調査捕鯨

商業捕鯨を中断した日本は、商業捕鯨モラトリアムを修正・撤廃して捕獲枠を設定し資源管理を行うために必要な生物学的情報（資源量、死亡率等）の収集等のため、ICRW第8条¹⁹に基づき調査捕鯨を行うこととなった。南極海においては1987年に南極海鯨類捕獲調査（JARPA）²⁰、北西太平洋において1994年以降に北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN）²¹がそれぞれ開始された²²（図表3）。

¹⁷ 米国は日本が捕鯨を継続した場合、自国200海里水域内での漁獲割当てを最終的にはゼロに削減する経済制裁措置を行うと圧力をかけていた。当時、日米貿易摩擦が激化する中、様々な交渉の中で米国を怒らせまいとする配慮をしていたこと、捕鯨（120億円）と200海里水域内の遠洋漁業（1,300億円）の水揚げ高の違いから、日本はやむを得ず捕鯨切捨てをした。なお、漁獲割当ても数年後にゼロになっている。（土井全二郎『最近捕鯨白書』（丸善、1992年）43、47、53頁）

他方、異議申立てに関して当時の農相が「今回の異議申し立ては、わが国が3年後も捕鯨を続けることを決定することを意味するものではなく、立場留保のため行うものである」と発言するなど、捕鯨に関する確固たる意思を持たなかったため、同じ捕鯨国であり同様の圧力を受けたノルウェーと対照的な結果（※ノルウェーは異議申立てを撤回せず1992年から商業捕鯨再開）となったとも言われている。（片野歩・坂口功『日本の資源管理—漁業衰退の真因と復活への道を探る—』（慶應義塾大学出版会、2019年）204～205頁）

¹⁸ この際、IWCからの脱退や国際司法の場での決着を図らなかった背景は、当時の経済摩擦とこれに伴う日本バッシング、グリーンピースなどが組織した執拗な日本品ボイコット運動等とされている。また、世界のマスコミの注視の中で直接対決し、卓越したわが方の科学調査を背景に相手を圧倒することを政府が望んだともされている。（米澤邦男『捕鯨紛争の歴史』『鯨研通信』第452号（2011.12）4頁）

¹⁹ 同条第1項は「この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条の規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約政府は、その与えたすべての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約政府は、その与えた前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる」と規定している。

²⁰ Japanese Whale Research Program under Special Permit in the Antarctic. 科学的データの蓄積のため資源量の豊かなクロミンククジラを対象に行われ、調査を通じて、鯨類を中心とする南極海生態系の構造が変化し続けていることが示唆された。同調査の終了後の2005年から、その変化を検証するため、それまでのクロミンククジラに加え、ナガスクジラ及びザトウクジラも対象とした第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）が行われた。しかし、JARPA IIはICJの判決を受け2014年に停止された。（水産庁「捕鯨問題の真実」、「捕鯨をめぐる情勢」、水産庁、水産研究・教育機構「平成30年度国際漁業資源の現況 クロミンククジラ」）

²¹ Japan's Whale Research Program under Special Permit in the Western North Pacific. 反捕鯨国による北西太平洋ミンククジラには多くの系群（同じ種の中で類似の遺伝子を共有した繁殖グループ）が存在するとの主張を覆すため行われた。調査の結果、「北西太平洋のミンククジラは2系群である」という日本の科学者による主張が証明され、ミンククジラは大量の漁業資源を消費していることが判明した。このため、JARPN終了後の2000年から、鯨種の摂餌実態をより詳細に解明し、海洋生態系の総合的な管理を図るため、第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）が行われた。（水産庁「捕鯨問題の真実」、「捕鯨をめぐる情勢」）

²² このほか、IWCによる目視調査も行われてきた。IWCは1978年、クロミンククジラを対象とした資源調査航海である国際鯨類調査10か年計画（IDCR: International Decade of Cetacean Research）を開始した（日本は船舶と乗組員を拠出）。1996年から、クロミンククジラの資源量推定を最優先としつつ、南大洋におけるシロナガスクジラを始め各鯨種の資源、生態、生息環境を調査する南大洋鯨類生態調査（SOWER: Southern Ocean Whale and Ecosystem Research）に名称を変更し、調査は2010年まで行われた。また、SOWER終了後の2010年から、IWCは太平洋の西経海域（北緯30度又は20度以北）を対象にイワシクジラ等の資源量や系群構造に関する情報収集等のため、日本と共同で太平洋鯨類生態系調査（POWER: Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research）を行っている。（日本鯨類研究所「南大洋鯨類生態系調査（SOWER）の概要」〈<https://www.icrwhale.org/SOWERgaiyou.html>〉、水産庁「捕鯨問題の真実」、松岡耕二「国際捕鯨委員会（IWC）による太平洋鯨類生態系調査（POWER）の発足とその実施状況について」『鯨研通信』第460号（2013.12））なお、政府はICRW脱退後もPOWERを継続している。（水産庁「令和元年（2019年）IWC/日本共同「北

図表3 調査捕鯨をめぐる経緯

西暦	出来事
1982	IWCで商業捕鯨モラトリアムが可決される。日本は異議申立て
1986	日米協議の結果、日本は異議申立てを撤回
1987	南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を開始
1988	南氷洋での商業捕鯨を中断
1992	IWCが資源評価について改訂管理方式（RMP）を完成させる
1994	北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN）を開始
2000	第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）を開始
2005	第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を開始 反捕鯨団体（特にシーシェパード（SS））による妨害活動が激化
2006	改訂管理制度（RMS）の議論が中断
2010	オーストラリアがJARPA IIは違法だとして国際司法裁判所（ICJ）に提訴
2011	米国で日本鯨類研究所などがSS米国に対し訴訟を提起
2014	3月 ICJがJARPA IIについて既存の許可書を撤回し、新たな付与も差し控えるべきと判示
	4月 衆議院及び参議院の農林水産委員会が「調査捕鯨継続実施等に関する決議」を行う 政府が「今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産大臣談話」を公表 →JARPA IIを中止し、JARPNの規模を縮小
	11月 新南極海鯨類科学調査（NEWREP-A）の計画案をIWC科学委員会に提出
2015	NEWREP-Aを開始
2016	8月 日本鯨類研究所などが提起した訴訟でSS米国に対し妨害及び原資の収集・提供の禁止などを内容とする判決が確定
2017	6月 NEWREP-NPを開始 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（平成29年法律第76号）が成立・施行
	8月 SSが妨害を行わない旨の声明を发出 ※以後、SSによる妨害は行われていない
2018	I CRWからの脱退を決定（翌年6月30日発効）
2019	6月 鯨類科学調査中止
	7月 商業捕鯨再開

（出所）筆者作成

（1）国際司法裁判所における判決と対応

オーストラリアは2010年5月、日本が行っていたJARPA IIはICRWに基づく科学調査ではないなどとして、国際司法裁判所（ICJ）に提訴した²³。ICJは2014年3月、JARPA IIはICRW第8条に基づく科学調査とは言えず、既存の許可書を撤回し、新たな付与も差し控えるべきと判示した²⁴。

これを受けて、2014年4月、衆議院及び参議院の農林水産委員会は「調査捕鯨継続実施等に関する決議」を行った²⁵。政府は「今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産

太平洋鯨類目視調査」の実施について〈<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190705.html>〉

²³ 背景として、オーストラリアが2007年11月、同国の連邦議会選挙においてオーストラリア労働党が、日本の調査捕鯨に対して法的措置をとることを公約のひとつに掲げて勝利したため、選挙後、日本との外交交渉を開始したものの、決裂したことが挙げられる。（小松正之『日本人とくじら—歴史と文化—増補版』（雄山閣、2019年）28頁）

²⁴ 判決の要点は次のとおり。①JARPA IIは調査の計画及び実施が調査目的を達成するために合理的なものとして立証されておらず、ICRW第8条第1項に規定する科学目的の調査とはいえない。②日本は、将来、第8条第1項に基づく許可証の発給の可能性を検討する際は、この判決に含まれている理由付けと結論を考慮することが期待される。（水産庁「捕鯨を取り巻く状況」〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/w_thinking/index.html〉）

²⁵ 決議は、ICJ判決は遺憾であり政府の責任は極めて重い等として、政府に次の8つの事項を要求している。①調査捕鯨はその意義に鑑み、今後とも継続する、②判決の原因を反省し、今後、提訴されないようにする、③JARPA IIに代わる次期捕獲調査計画の早期策定に向け準備する、④来季以降の南極海での調査捕鯨がIC

大臣談話」を公表し²⁶、I C J 判決の趣旨を踏まえて鯨類捕獲調査を実施するため、JARPA II を停止するとともに、JARPN II については調査目的を限定し捕獲枠の規模を縮小するとした。

その後、新たな鯨類科学調査として、日本は新南極海鯨類科学調査 (NEWREP-A)²⁷ の計画を 2014 年 11 月、新北西太平洋鯨類科学調査 (NEWREP-NP)²⁸ の計画を 2016 年 11 月、それぞれ IWC 科学委員会に提出した。NEWREP-A に基づく調査は 2015 年から、NEWREP-NP に基づく調査は 2017 年から行われた。

また、2017 年 6 月、鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に必要な事項を定め、商業捕鯨の実施による水産業等の発展及び海洋生物資源の持続的な利用への寄与を目的とする「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」(平成 29 年法律第 76 号) が成立し、同月中に公布・施行された²⁹。同法に基づき、2018 年 6 月 26 日には「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針」が閣議決定されている³⁰。

(2) 反捕鯨団体による妨害と対応

日本の南極海における鯨類科学調査に対しては、反捕鯨団体の「グリーンピース」や「シー・シェパード」(S S)³¹ による妨害行為が行われ、特に 2005 年頃から S S による妨害活動が激化し³²、船舶への被害や調査の切上げが生じたケースもあった。

このため、鯨類科学調査の実施主体である日本鯨類研究所などは 2011 年 11 月、米国に

J 判決を踏まえたものとなるよう、予算を確保して早急に対応し、調査計画を変更した上で調査を継続する、⑤調査捕鯨の副産物の鯨肉は従来どおり適切に流通させ、鯨肉流通関係者に不安を生じさせない、⑥S S による危険な妨害行為は断じて容認できない。政府は、対策を怠ったことで捕獲頭数が減少し本判決につながったことを自覚し、調査捕鯨の船団・乗組員の安全確保に責任を持つ、⑦調査研究費を副産物収入でまかなう枠組みは限界があるので、調査捕鯨を国の責務に位置付け、安定的な財政支援を行う、⑧捕鯨が我が国固有の伝統と文化であることに鑑み、条約 (I C R W) からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもって捕鯨政策を策定し、強力に推進する。

²⁶ 衆議院は 4 月 16 日、参議院は 4 月 17 日に決議を行った。農林水産大臣談話は 4 月 18 日に発表された。

²⁷ New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean. RMP (改訂管理方式) を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出及び生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造・動態の研究を目的とした調査。(水産庁「捕鯨をめぐる情勢」)

²⁸ New Scientific Whale Research Program in the western North Pacific. 日本沿岸域のミンククジラの精緻な捕獲枠算出及び沖合におけるイワシクジラの算出を目的とした調査。(水産庁「捕鯨をめぐる情勢」)

²⁹ 第 193 回国会の 2017 年 6 月 8 日、自民、民進、公明、共産、維新により法律案が参議院へ提出され (※会派名は当時)、14 日に参議院本会議で可決 (多数)、16 日に衆議院本会議で可決 (全会一致) され、成立した。23 日に公布・施行された。

³⁰ 同方針では、次の 8 項目が定められている。①鯨類科学調査の意義に関する事項、②鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標、③②の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項、④鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項、⑤妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項、⑥鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項、⑦鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項、⑧その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項。

³¹ グリーンピースは、国際的な環境保護活動を行う NGO で、本部はオランダのアムステルダムに置かれている。シー・シェパードは、グリーンピースを脱退したポール・ワトソンによって設立された団体で、海洋生物保護のための直接行動を掲げている。

³² その背景に、JARPA II において、JARPA で対象としていたミンククジラに加え、オーストラリア等でホエールウォッチングの対象となるザトウクジラにも対象を拡大したことで、反捕鯨団体に寄付金が大量に集まるようになったとの見方がある。(第 193 回国会参議院農林水産委員会会議録第 20 号 3 頁 (2017.6.13))

において、危険な妨害活動の中心的存在であった S S 米国³³及びその代表者を被告とし、妨害船による調査船団への妨害差止め等を求める訴訟を提起した。2016 年 8 月、被告による調査船への物理的攻撃や船舶の安全を脅かす航行の永久禁止等を内容とする判決が確定した。

S S は判決後も日本の調査を妨害する予告を行っていたが、2017 年 8 月に S S 創始者のポール・ワトソンは、2017 年度の調査においては妨害を行わないとの声明を発出した。政府は安全対策として、水産庁の監視船を派遣するとともに、S S 船舶の旗国・寄港国等に対し、海上の安全確保のための実効的な措置を講じるよう申し入れを行った。2017 年度以後の調査において、S S 船舶が南極海に派遣されたとの情報も妨害行為の発生もなかった。

(3) 調査捕鯨の成果

日本が行ってきた調査捕鯨により、南極海のクロミンククジラについては、若齢個体が多い年齢組成（資源増大型）を示していること、成熟年齢は約 12 歳から約 7 歳まで低下して早熟化が進み安定していること、妊娠率は依然として高い割合（成熟メスの 90%以上）を維持していること等が判明し、資源が健全な状況にあることが明らかになった³⁴。

また、北西太平洋のミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラの 3 鯨類については、5～9 月の摂餌量が毎年 100 万トン以上に達し、また、漁業と競合する可能性があること³⁵等の鯨類の摂餌生態が明らかになり、資源状況も健全とされた³⁶。

3. IWC の現状と日本の脱退

(1) 議論のこう着

商業捕鯨モラトリアムは、1990 年までに鯨類資源について包括的な資源評価を実施してモラトリアムを見直すという条件を付していた。このため、IWC は 1987 年から 5 年をかけて改訂管理方式（RMP）³⁷を完成させたが、反捕鯨国が RMP にモニタリングシステム

³³ シーシェパード・コンサベーションソサエティ（SSCS）

³⁴ 水産庁『平成 30 年度水産白書』

クロミンククジラの資源量は 515,000 頭（推定）で、高水準で安定しているとされている（水産庁「捕鯨をめぐる情勢」、「捕鯨問題の真実」）。

クロミンククジラを含め、鯨類の資源量の推定は IWC の調査（SOWER 及び POWER。注 22 参照）及び日本の調査捕鯨において行われた目視調査のデータに基づく。資源の包括的評価を実施するためには、このデータに加え、捕獲調査から得られる資源の年齢組成や繁殖集団（系群）などの情報が必要である。生物学的情報を蓄積することで、高い精度で資源の変動を予測することができ、資源の持続的な利用に繋がるとされている。（水産庁「捕鯨問題の真実」、水産庁、水産研究・教育機構「平成 30 年度国際漁業資源の現況」）

³⁵ 50 年間ミンククジラ、イワシクジラ及びニタリクジラを資源量の 4% ずつ毎年捕獲すると仮定した場合、捕獲しない場合に比べ、カタクチイワシ、サバ類及びカツオ等の漁獲量が増加するとされている。（水産庁「捕鯨問題の真実」）

³⁶ 水産庁『平成 30 年度水産白書』、「捕鯨をめぐる情勢」

資源量について、ミンククジラ（北西太平洋）は 20,513 頭、ニタリクジラ（北太平洋）は 34,473 頭、イワシクジラ（北太平洋）は 34,718 頭と推定されている。（水産庁「捕鯨をめぐる情勢」）

また、IWC 科学委員会は 2003 年及び 2013 年、ミンククジラ（オホーツク海・西太平洋系群）の商業的捕獲枠を試算している。2003 年は平均で 150 頭程度（最小 63 頭、最大 311 頭）、2013 年は年 69 頭程度（最小 17 頭、最大 123 頭）とした（※数値の違いは、新たな情報を加え、反捕鯨国が主張する科学的根拠がない仮定も含めたことによる）。（水産庁、水産研究・教育機構「平成 30 年度国際漁業資源の現況 ミンククジラ」）

³⁷ Revised Management Procedure。極めて予防的かつ控えめに捕獲枠を計算し、資源量の最新データを 6 年ごとに取り込むことで、100 年間捕獲を続けても資源に悪影響がない科学的かつ保守的な捕獲枠の算出する方

等を盛り込んだ改訂管理制度（RMS：Revised Management Scheme）の完成が必要と主張し、議論がこう着した。その後、反捕鯨国がRMSの議論を拒否して作業が中断し完成が無期延期となったため、商業捕鯨モラトリアムの見直しや解除は行われていない³⁸（前掲図表2）。

また、商業捕鯨モラトリアム下においてもIWCは先住民生存捕鯨を認めており³⁹、政府は沿岸小型捕鯨業についても先住民生存捕鯨と同様、地域社会にとって重要な社会経済的、歴史的意義を持つとして捕獲枠を要求しているが、設定には至っていない⁴⁰。

IWCでは、食料資源として鯨類資源の持続的利用を支持する国々と、鯨類を食料資源とせず一律的な保護を訴える反捕鯨国との間で根本的な立場の違いがある⁴¹。このため、商業捕鯨モラトリアム見直しに必要な鯨類資源の評価方式策定に向けた作業が中断するなど、資源管理措置の議論や合意ができない状況となっている⁴²。

（2）ICRW脱退

日本は2014年のIWC総会后、反捕鯨国に対し質問書簡を送付し回答を得て、反捕鯨国が科学的・法的な根拠ではなく、鯨と捕鯨に関する政策的立場に基づき反対していることを明らかにした⁴³。その上で、IWCの将来について、現状を打開すべく、2016年のIWC

式。（水産庁「RMP（改定管理方式）の概要」（2019年7月））

³⁸ このほか、交渉においては、1997年総会におけるカーニー議長（アイルランド）提案（南極海捕獲調査の段階的廃止やEEZ内の捕鯨再開等）、2003年総会におけるフィッシャー議長（デンマーク）提案（捕獲調査の規律作成、EEZ内の捕鯨容認等）もあったが、いずれも英国やオーストラリア等による反対で頓挫したとされている。（水産庁「捕鯨をめぐる情勢」）

³⁹ 先住民生存捕鯨は反捕鯨国も賛成しており、2018年IWC総会では賛成58、反対7、棄権5となっている。日本は賛成の立場だが、操業者が先住民であるか否かは、資源管理上は大きな問題ではないことから、①先住民の定義が確立されておらず、人種差別的な適用が懸念される、②鯨の資源管理は科学的根拠に基づき行うべきであるとしている。

（水産庁「捕鯨を取り巻く状況」〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/w_thinking/index.html〉）

先住民生存捕鯨に賛成する反捕鯨国の例として、米国は、先住民の捕鯨は侵略の歴史と引換えに結ばれた約束で、海洋哺乳類保護法という海洋哺乳類の捕獲を禁じる国内法がある中、特別扱いとして捕獲枠を要求している。（佐々木芽生『おクジラさま ふたつの正義の物語』（集英社、2017年）67～68頁）

⁴⁰ 水産庁「捕鯨を取り巻く状況」〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/w_thinking/index.html〉

⁴¹ 長らく続いている捕鯨国と反捕鯨国の対立の背景にはさまざまな要因があるが、国や民族による鯨に対する価値観の違いは決して小さくないと指摘される。（小松正之『日本人とくじら—歴史と文化— 増補版』（雄山閣、2019年）11頁）

例えば、捕鯨国は、捕鯨は食料安全保障の原則に関わる問題として、鯨類に限らず食糧資源が利用できなくなる懸念を持ち、反捕鯨国は環境保護団体の意向に沿い鯨類を特別な生き物として保護しようとする姿勢であると言われる。（佐々木芽生『おクジラさま ふたつの正義の物語』（集英社、2017年）61頁）

こうした対立は結論の出ない「神学論争」とも言われ、IWCを機能不全に陥らせたとされる。（『河北新報』（2019.6.30））

⁴² 例えば、日本の捕獲枠提案（沿岸小型捕鯨）は1990年以降21回にわたり提案され、いずれも否決又は取下げ（可決見込めず）となり、反捕鯨国の南大西洋サンクチュアリ設置提案についても2001年以降10回にわたり提案され、いずれも否決されている。

⁴³ 日本は2014年のIWC総会において、沿岸捕鯨にミンククジラの捕獲枠を設定する提案を行ったが、反捕鯨国からの反対が多く、採択の見込みが立たず採決に至らなかった。このため、日本は回答をIWC全体で共有するとともに現状に対する解決の糸口を提案する目的で、IWCを通じ、日本提案に反対した各国に討議文書を提出した。文書への回答について政府は、具体的な質問に応えたものではなく、提案に反対する明確な科学的または法的な根拠も示されず、回答の中には誤解に基づくものもあった等と分析している。（水産庁「第65回総会（2014年9月）に提出した捕獲枠提案への反対理由に関する討議文書（日本語仮訳）」）

C総会以降、持続的利用支持国と反捕鯨国が鯨と捕鯨に対する根本的な立場を異にすることを踏まえて、IWCの機能回復を目指す「IWCの今後の道筋」議論が行われた。2018年のIWC総会において、日本はICRWの附表修正の要件緩和等を内容とする「IWC改革案」⁴⁴を提出したが、反捕鯨国は商業捕鯨につながるいかなる提案も認めない等として反対し、投票の結果、否決された⁴⁵。

こうした情勢を踏まえ、政府は2018年12月26日に内閣官房長官談話を公表し⁴⁶、ICRWからの脱退⁴⁷と我が国の領海及び排他的経済水域における商業捕鯨の再開を決定した。2019年7月1日、商業捕鯨の再開に伴い、水産庁は操業形態及びRMPにより計算された捕獲枠（12月31日まで）⁴⁸等を公表した⁴⁹（図表4）。

⁴⁴ 主な内容は次のとおり。①捕獲枠や保護区の設定等の附表修正について下部機関（「持続的捕鯨委員会」（新設）又は「保護委員会」）でのコンセンサス合意が得られた場合には、可決要件を過半数の賛成とする条約改正、②商業捕鯨モラトリアムの限定的な解除（ミンククジラ等の資源が豊富な鯨種に限る）。（水産庁・外務省「IWC改革案の概要について」（2018年8月））

⁴⁵ 投票結果は賛成27、反対41、棄権2。このほか、反捕鯨国は、IWCは保護のみに進化しておりモラトリアムの解除は一切認められないと主張した。（水産庁「プレスリリース「国際捕鯨委員会（IWC）第67回総会」の結果について」〈<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/180915.html>〉）

⁴⁶ 談話で取り上げられたICRW脱退の主な理由は次のとおり。①IWCの目的を踏まえ、商業捕鯨モラトリアムの決定以降、科学的データに基づく対話と解決策の模索をしてきたが、持続的利用の必要性を認めようとする国々からの歩み寄りは見られず、商業捕鯨モラトリアムの見直しもなされなかった。②2018年9月のIWC総会でも、条約に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的はおよそ顧みられることはなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが、明らかとなった。また、再開する商業捕鯨については、「我が国の領海及び排他的経済水域に限定し、南極海・南半球では捕獲を行いません。また、国際法に従うとともに、鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います。」としている。

⁴⁷ ICRW第11条（締約政府は、いずれかの年の1月1日以前に寄託政府（米国）に通告することによって、その年の6月30日にこの条約から脱退することができる）により、脱退の効力は2019年6月30日に発生する。

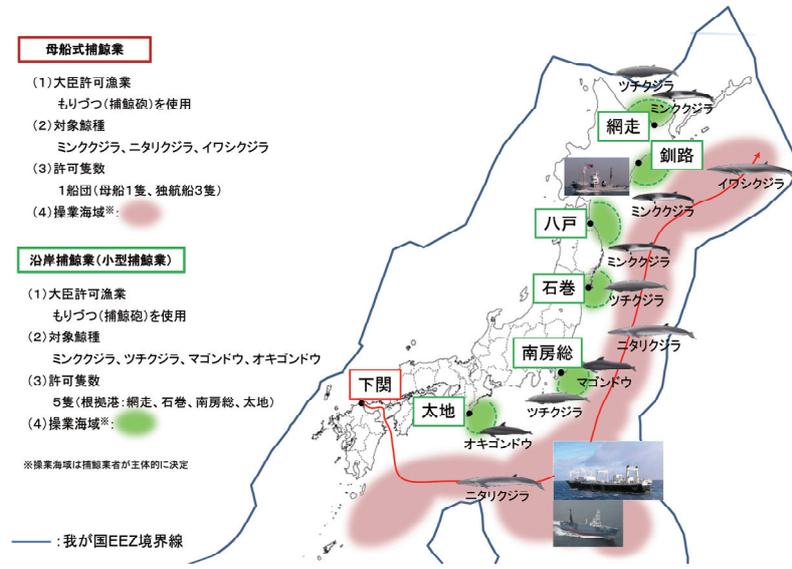
⁴⁸ 捕獲枠はミンククジラについて母船式捕鯨及び沿岸捕鯨に52頭、ニタリクジラについて母船式捕鯨に150頭、イワシクジラについて母船式捕鯨に25頭。RMPにより算出した捕獲可能量（ミンククジラ171頭、ニタリクジラ187頭、イワシクジラ25頭）から、鯨類科学調査による捕獲数、定置網による混獲数及び国による留保分を控除して算出された。水産庁は、①全ての捕鯨業者による日別の捕獲頭数の報告、②水産庁監督員の母船や鯨体処理場への派遣、③衛星を利用した船舶位置の確認等により、捕獲枠の管理を厳格に行うとしている。また、随時、捕獲可能量を再計算するとしている。この再計算に必要なデータを収集するため、（1）目視調査による資源量推定値の更新、（2）鯨類科学調査や商業捕鯨で収集した生物学的データの解析、（3）バイオプシー調査による系群構造の解析、（4）衛星標識調査による季節的回遊パターンの解明等を進めるとしている。

（水産庁「プレスリリース 商業捕鯨の再開について」〈<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190701.html>〉、「RMP（改定管理方式）の概要」）

なお、水産庁は8月26日及び30日に留保分を追加配分したため、捕獲枠はミンククジラについて53頭、ニタリクジラについて187頭となっている。（水産庁「捕獲枠の追加配分について」）

⁴⁹ 公表がこの時期となった背景は、6月28日～29日のG20サミット後にすることで国際社会の反発を避けるためと言われている。（『朝日新聞』（2019.6.25））

図表 4 我が国の商業捕鯨



(出所) 水産庁「捕鯨をめぐる情勢」(2019年9月)

4. 商業捕鯨再開後の課題

2019年7月1日、大型鯨類に対する商業捕鯨が再開された。業界においては30年来の悲願とされているが⁵⁰、課題も指摘される。

(1) 財政的支援

従来の鯨類科学調査は、基本的には事業経費を鯨肉などの調査副産物の販売収入で賄いつつ、国の鯨類資源持続的利用支援調査事業(くじら基金)による支援が行われてきた。

30年ぶりに商業捕鯨を再開するに当たり、政府は捕鯨対策(令和元年度予算)として、分布状況の調査や捕獲・解体技術の開発等の実施を支援するとしている⁵¹。政府は事業者への補助金を当面継続する考えとされているが、商業捕鯨であるため、補助金に頼らず自立すべきとの指摘もある⁵²。

(2) 採算性

無作為抽出で捕獲する鯨類科学調査と異なり、商業捕鯨では鯨の多い海域に船を出し大きな鯨を選んで捕ることができるものの⁵³、採算性が課題とされている。

その背景に、鯨類科学調査に比べて捕獲枠が少ないことや⁵⁴、商業捕鯨撤退以降、沿岸捕

⁵⁰ 『朝日新聞』(2019.7.2)

⁵¹ 令和2年度予算の概算要求において、水産庁は、安定的な捕鯨業の実施と国際的な資源管理の推進を政策目標とし、円滑化実証等対策事業(分布状況の調査や捕獲・解体技術の開発等の支援など)及び鯨資源調査等対策推進費(北太平洋において鯨類資源に関する目視調査等を実施など)に51億円(令和元年度予算と同額)を要求している。

⁵² 『日本経済新聞』(2019.7.8)

⁵³ 『河北新報』(2019.7.1)

⁵⁴ 『日刊水産経済新聞』(2019.8.21)

鯨類科学調査のうちNEWREP-NPにおいては、沿岸域では沿岸小型捕鯨船最大5隻でミンククジラ127頭(網

鯨において調査捕鯨への参加に伴う補助金含みの収益構造が定着しており、産業基盤の再構築が必要であること⁵⁵等が挙げられている。商業捕鯨再開後、ご祝儀相場もあって鯨肉が高値で流通し⁵⁶、2019年8月27日までにニタリクジラの捕獲枠の上限に達するなど順調であるものの、全ての枠の上限まで捕獲し、輸入を考慮しても年間需要の5,000トンに満たない可能性が高いと言われている⁵⁷。操業海域の鯨の生息数は限られており、捕獲枠が大きく増えて価格が下がる可能性は低く、流通・消費量の拡大は見通せない⁵⁸。

(3) 鯨肉需要

採算性に関連し、鯨肉需要について、農林水産省の「食料需給表」⁵⁹によると鯨肉の1人1日当たり供給数量は、ピークの1962年度に6.7gだったものが、2018年度には0.1gとしている。こうした需要減を背景に大手スーパーは鯨肉の取扱いに慎重と言われている⁶⁰。鯨食文化は長い歴史を持つが、日本全体というより地域の伝統であると言われており⁶¹、鯨肉の食文化の残る地域から消費を作り、地道に広げることが求められる⁶²。

(4) 捕鯨船の建造

商業捕鯨のうち母船式捕鯨を専ら担うこととなる共同船舶株式会社⁶³は、母船の日新丸は老朽化によりあと3年ほどが限界としており⁶⁴、後継となる新たな母船の建造（代船建造）が控える⁶⁵。政府は、代船建造について令和元年度は更に焦点を絞った検討が行われる

走沿岸域で47頭、太平洋沿岸域で80頭)、沖合域では母船1隻(及び採集船2隻)でミンククジラ43頭、イワシクジラ134頭を捕獲するとしていた。(水産庁「新北西太平洋鯨類科学調査計画の概要について」(2017年6月))

⁵⁵ 『河北新報』(2019.6.29)

⁵⁶ 『読売新聞』(2019.8.4)

⁵⁷ 『日本経済新聞』(2019.8.28)

鯨類科学調査においては、NEWREP-NPによる捕獲(注54)に加え、NEWREP-Aによりクロミンククジラ333頭を捕獲するとしていたため。(水産庁・外務省「新南極海鯨類科学調査計画の概要について」(2015年12月))

⁵⁸ 『毎日新聞』(2019.7.2)

⁵⁹ 農林水産省「平成29年度食料需給表」、「平成30年度食料需給表(概算)」

⁶⁰ 『東京新聞』(2019.7.3)

なお、需要減少以外にも、経営に効率化と規格化を追求するスーパーは、70近くある部位を持つ鯨肉を嫌がり、鯨肉の筋や接ぎを外す作業を敬遠しがちであり、鯨肉から遠ざかった背景には、効率化と規格化をよしとする見えない壁があるという。(赤嶺淳『鯨を生きる—鯨人の個人史・鯨食の同時代史』(吉川弘文館、2017年)236頁)

⁶¹ 『日本経済新聞』(2019.8.5)

⁶² 『日刊水産経済新聞』(2019.6.28)

⁶³ 1987年に日本共同捕鯨株式会社(※1976年に大手水産会社の捕鯨部門を統合した会社)より営業、船舶を譲り受け、鯨類資源調査事業への貸船会社として創設された。民間企業の株主4社は2006年、農林水産省所管の5財団法人に株式を無償譲渡している。(共同船舶「共同船舶株式会社沿革【2019年8月1日現在】」)

その背景は、反捕鯨運動の対象になるリスクや採算性と言われている。(『朝日新聞』(2008.2.2))

なお、大手水産会社(マルハニチロ、日本水産、極洋)に沖合での捕鯨(母船式捕鯨)への参入予定はないとされる。(『日本経済新聞』(2019.7.2))

⁶⁴ 『日本経済新聞』(2019.8.2)

⁶⁵ 共同船舶は、2024年に新たな母船による操業を行う方針を明らかにし、母船はナガスクジラなどより大きな鯨種に対応できる船にしたいとしている。(『日本経済新聞』(2019.8.28))

また、運行を効率化し、国の補助金に頼らずに運営できる体制を3年で構築するとしている。(共同通信「商業捕鯨再開で年2千トン想定」<<https://this.kiji.is/512529358746813537?c=39546741839462401>>)

としており⁶⁶、その在り方も注目される。

(5) 捕鯨に対する国際理解

国連海洋法条約第 65 条は、鯨類の保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動するとしている。このため、同条との整合性について、政府は IWC にオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携をしながら科学的知見に基づく適切な資源管理のための国際協力を行うとしている⁶⁷。他方、同条に違反するとして日本が紛争解決手続に付されるリスクも指摘される⁶⁸。日本は国としての考えを世界に表明することが「上手でない」⁶⁹と言われることもあるが、国際裁判のリスクが高まることのないよう、我が国における捕鯨の意義や鯨についての科学的知見に関する丁寧な情報発信が重要になる⁷⁰。

捕鯨政策は、鯨も他の水産資源と同様、科学的根拠に基づき持続的に利用していくべきという立場で行われており⁷¹、水産庁は、鯨の保護の理論を拡大されれば、マグロ等の他の水産資源にも同様の危機が訪れるおそれがあるとしている⁷²。商業捕鯨が再開されたことで、自立可能な産業像を構築するとともに、国際理解を得ていく不断の努力が求められる⁷³。

【参考文献】

- 赤嶺淳『鯨を生きる—鯨人の個人史・鯨食の同時代史』（吉川弘文館、2017 年）
石井敦・真田康弘『クジラコンプレックス 捕鯨裁判の勝者はだれか』（東京書籍、2015 年）
片野歩・坂口功『日本の資源管理—漁業衰退の真因と復活への道を探る—』（慶應義塾大学出版会、2019 年）
小松正之『国際裁判で敗訴！ 日本の捕鯨外交』（マガジンランド、2015 年）
小松正之『日本人とくじら—歴史と文化— 増補版』（雄山閣、2019 年）
佐々木芽生『おクジラさま ふたつの正義の物語』（集英社、2017 年）
土井全二郎『最近捕鯨白書』（丸善、1992 年）

(はら なおき)

⁶⁶ 『日刊水産経済新聞』（2019. 5. 27）

⁶⁷ 第 198 回国会参議院予算委員会会議録第 15 号 11 頁（2019. 3. 27）

⁶⁸ 『産経新聞』（2019. 6. 17）

こうしたリスクや国際的な資源管理交渉に影響を及ぼす懸念から、国際的に批判され、商業的にも成り立たないのであれば、I C R W 脱退はマイナス面の方が大きいという見方もある。（『毎日新聞』（2019. 8. 21））

⁶⁹ 佐々木芽生『おクジラさま ふたつの正義の物語』（集英社、2017 年）216 頁

⁷⁰ 『産経新聞』（2019. 7. 3）

⁷¹ 第 196 回国会参議院農林水産委員会会議録第 14 号 10 頁（2018. 5. 15）

なお、上記会議録の大谷答弁では文化の多様性を尊重する必要性にも言及しているが、元 IWC 政府代表の森下丈二氏は、「もともとこれは文化の話ではない。鯨を持続可能な形で利用できるか否かという問題ですから。私は文化の話はしない。」としている。（公益社団法人日本ジャーナリスト協会「森下丈二氏記者会見「IWC 脱退と捕鯨の今後」会見報告（2019. 2. 18）」〈<https://fpaj.jp/topics/pressreport/8296/>>）

⁷² 水産庁「捕鯨をめぐる情勢」

⁷³ 『河北新報』（2019. 8. 14）